

静岡市感染症予防計画に関する意見の募集

◆アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症危機に備えるため、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（感染症予防計画）を策定し、感染症対策の一層の充実を図ります。 ・令和4年12月に感染症法が改正され、保健所設置市である静岡市も新たな計画を令和5年度中に策定することが義務付けられました。
◆期間	令和6年1月18日（木）～ 令和6年2月19日（月）
◆閲覧（配布）場所	(1) 保健所 保健予防課（静岡市葵区城東町24-1） (2) 保健所清水支所（静岡市清水区旭町6-8） (3) 各区の市政情報コーナー (4) 各保健福祉センター (5) 市ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/388_000214.html
◆提出方法等	郵送、FAX、持参、市ホームページ又は静岡市公式LINEアカウントから市保健予防課へ提出 令和6年2月19日（月）必着
◆内容など	1 静岡市感染症予防計画とは (1) 目的 感染症予防のための施策を実施するための体制整備や人材育成等の取組等を定め、感染症対策を総合的かつ計画的に推進するため (2) 計画期間 6年間（R6～R11） 2 主な記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施体制、検査能力の向上 ・感染症の患者の療養 ・移送体制の確保 ・人材の育成・資質の向上 ・保健所の体制整備 ・関係機関との連携

別紙資料 有・無
 ぜひ取材をお願いします！

【問合せ】 保健所保健予防課
 葵区城東町24-1
 担当 阿部、石川
 電話 054-249-3178